

2 快適で安全に生活できるまち

関連する
SDGs目標



(1) 大気環境の保全

現状と課題

本市の臨海部は、重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部であり、大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設が多数設置されています。また、自動車交通においては、臨海部に沿った国道16号をはじめ、東京湾アクアラインや館山自動車道、圏央道が整備され、首都圏と千葉県を結ぶ交通の要となっています。

本市の大気環境は、全国で公害が問題化した昭和40年代に比べると、その後の公害対策により、現在では大気汚染物質の排出が大幅に改善していますが、光化学スモッグの原因である光化学オキシダントについては環境基準を達成しておらず、PM2.5などの比較的新しい環境基準項目とともに、監視や指導を行う必要があります。

また、大気環境の常時監視を維持するため、大気環境監視システムの更新や適正な測定局の配置を検討し、大気環境監視網を見直すほか、家庭生活等における、自家焼却等の野焼き行為についても大気汚染物質の発生原因となることから、監視パトロールや指導の強化を図ることが必要です。

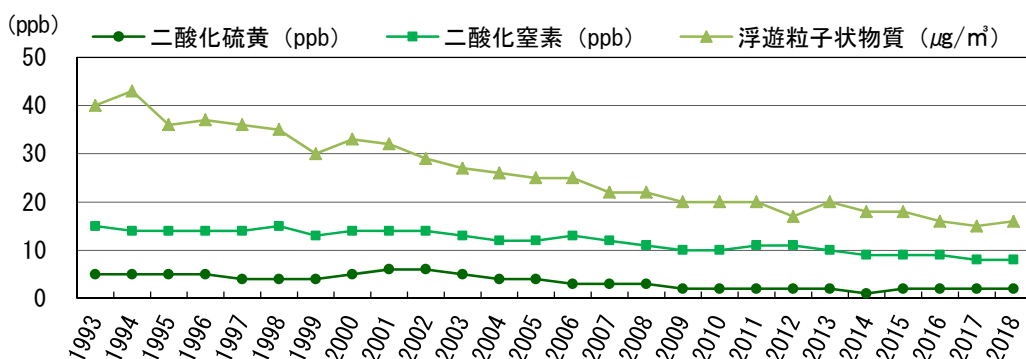


図 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年度別推移

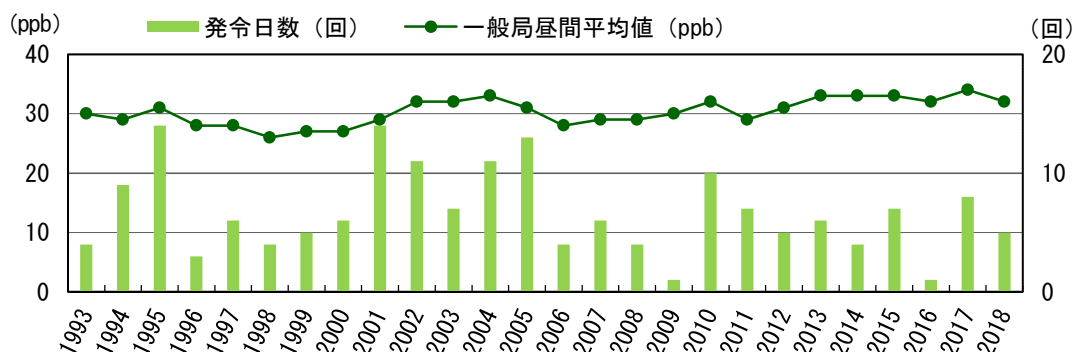


図 光化学オキシダント年平均値の年度別推移及び光化学スモッグ注意報等発令日数

目指す姿

良好な大気環境を保全するため、環境を汚染する物質の監視を行い、排出者に対する指導や排出量を削減するための取組により、きれいな空気の中、健康で快適な生活が営まれています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
光化学スモッグ注意報の年間発令日数	5日 【平成26年度（2014年度）から 30年度（2018年度）までの平均日数】	注意報発令日数の半減 （計画期間の平均日数）	
市内における大気汚染物質の環境基準達成率	87.5% 【令和元年度（2019年度）】	達成率を向上させます 【令和13年度（2031年度）】	「袖ヶ浦の環境」 に掲載する項目
地域の空気がきれいだと感じる市民の割合	62.7% 【令和元年度（2019年度）】	70% 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査

主な取組

① 大気汚染物質の監視の継続及び市民への情報提供

市内の大気環境を正確に把握するため、大気環境常時監視測定局における常時監視を実施し、光化学スモッグ注意報の発令等により市民への情報提供を行います。



写真 大気環境常時監視測定局

② 発生源施設への立入調査の実施

汚染物質の発生源の監視を行い、排出基準の遵守状況を確認するため、環境の保全に関する協定に基づく発生源施設に対する立入調査等を実施します。

③ 自家焼却・野焼きに対する指導

良好な大気環境を維持するため、自家焼却や野焼きの禁止について指導を徹底するとともに、監視パトロール体制を強化します。



写真 野焼き

④ 公害防止施設の設置指導

環境の保全に必要な対策を講じるため、袖ヶ浦市環境条例及び環境の保全に関する協定に基づく事前協議により、環境への排出がより少ない施設の設置について指導します。

⑤ 大気環境監視システム及び監視網の見直し

大気環境の常時監視を継続するため、大気環境監視システムの更新を検討します。また、適正な測定局の配置を検討し、一部の測定局や測定機器の廃止等により大気環境監視網の見直しを行います。

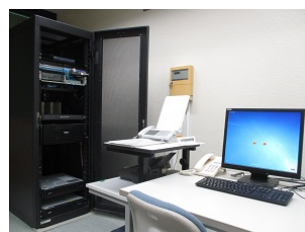


写真 大気環境監視システム

（２）水質・土壌・地盤環境の保全

現状と課題

本市は、北部に海域として東京湾があり、市域には小櫃川、浮戸川等の１１の河川が流れ、継続的に水質の監視を行っています。市内公共水域の水質は、概ね良好なものになっていますが、一部の海域、河川においては、やや汚れが見られる状態にあります。

市では、生活排水対策として、公共下水道や農業集落排水の供用による水洗化に取り組むとともに、供用区域外についても浄化槽の高度処理化を促進することで、公共水域への負荷軽減を図っており、市民に対して生活排水の負荷軽減に関する周知について引き続き実施する必要があります。

また、汚水処理施設が老朽化しており、今後の生活排水の安定した処理を継続するため、措置を講じる必要があります。

さらに、発生源対策としては、環境の保全に関する協定に基づき、一定規模以上の排水がある事業者に対し、排水の水質について立入調査を実施し、監視することが必要です。

土壌・地盤環境の保全については、県と連携し、井戸所有者に対する指導や揚水量調査、地下水の水質調査等を引き続き実施する必要があります。

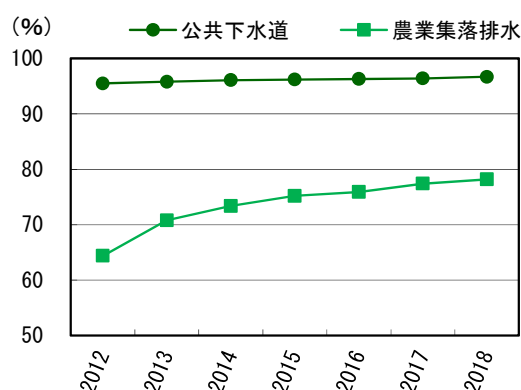


図 水洗化率（公共下水道・農業集落排水）の推移

目指す姿

水質環境の改善に向けて、東京湾沿岸自治体との協力による広域的な浄化対策が図られ、県との協力により土壌・地盤環境が保全され、市民が安心して利用でき、多様な水生生物が生息できる水環境が確保されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
水洗化率（公共下水道）	96.8％ 【平成30年度（2018年度）】	98％ 【令和13年度（2031年度）】	
水洗化率（農業集落排水）	79.2％ 【平成30年度（2018年度）】	90％ 【令和13年度（2031年度）】	
小櫃川における水質の環境基準達成率	80％ 【平成30年度（2018年度）】	達成率を向上させます 【令和13年度（2031年度）】	「袖ヶ浦の環境」に掲載する項目
汚水が適切に処理されていると感じる市民の割合	76.9％ 【令和元年度（2019年度）】	80％ 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査
河川や雨水排水施設が整備され、安心して暮らしていると感じる市民の割合	62.2％ 【令和元年度（2019年度）】	70％ 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査

主な取組

① 公共下水道・農業集落排水整備に係る普及率の向上

市内全域の汚水処理を推進するため、老朽化した汚水処理施設については、交付金を活用し、計画的な長寿命化対策工事を実施し、安定した汚水処理を図ります。また、未接続者に対しては、訪問等による水洗化のPR等に取り組みます。

② 生活排水の負荷軽減に関する普及啓発

市民生活によって生じる環境への負荷を軽減するため、廃食用油や食べ残しの直接排水、洗濯洗剤の過剰使用による影響等について普及啓発を行います。

③ 事業者への排水適正管理の指導

環境負荷の大きい排水の流入による公共用水域の汚染防止のため、袖ヶ浦市環境条例、環境の保全に関する協定に基づく事前協議等において指導や立入調査を実施します。

④ 浄化槽の適正な維持管理の指導

浄化槽の設置者一人ひとりが適正に維持管理するよう、合併処理浄化槽設置時における指導及び広報紙による周知や普及啓発を行います。また、単独処理浄化槽や汲み取り式から合併処理浄化槽への転換を促進します。

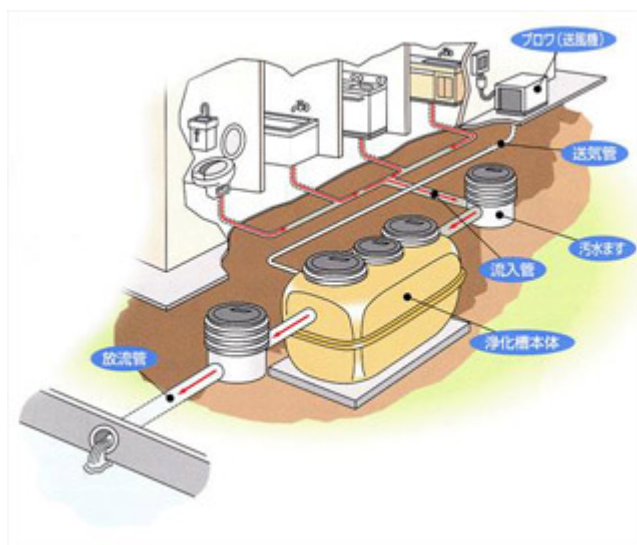


イラスト 合併処理浄化槽

⑤ 地下水汚染・土壌汚染・地盤沈下対策の推進

地質環境を保全するため、県との協力により、井戸所有者に対する指導や揚水量調査、地下水の水質調査等を推進します。

（３）騒音・振動・悪臭の防止

現状と課題

騒音、振動、悪臭は、最も身近な公害で、日常生活に深い関係があり、人間の感覚を刺激し生活環境を損なうものであることから「感覚公害」とも呼ばれており、規模の大小にかかわらず、苦情の発生要因となります。

本市では、主に道路における騒音や振動、航空機騒音、畜産系の悪臭、工場からの悪臭が苦情の発生要因となっています。

自動車は、産業活動や日常生活において広く使用され、住宅地付近での走行による道路交通騒音・振動が問題となっており、市では道路交通騒音について定期的に測定を実施しています。

本市は、羽田空港に近接しており、近年では航空機が本市上空や上空付近を通過することにより騒音が発生し、苦情に至っています。

また、本市内陸部では、畜産が盛んであり、家畜糞尿による悪臭が原因となる苦情も発生しています。

さらに、本市臨海部は工場が建ち並び、それぞれの工場から特有の臭気が発生し、北風の吹く冬季を中心に風下の住宅地において悪臭の苦情が発生しており、対応が求められます。

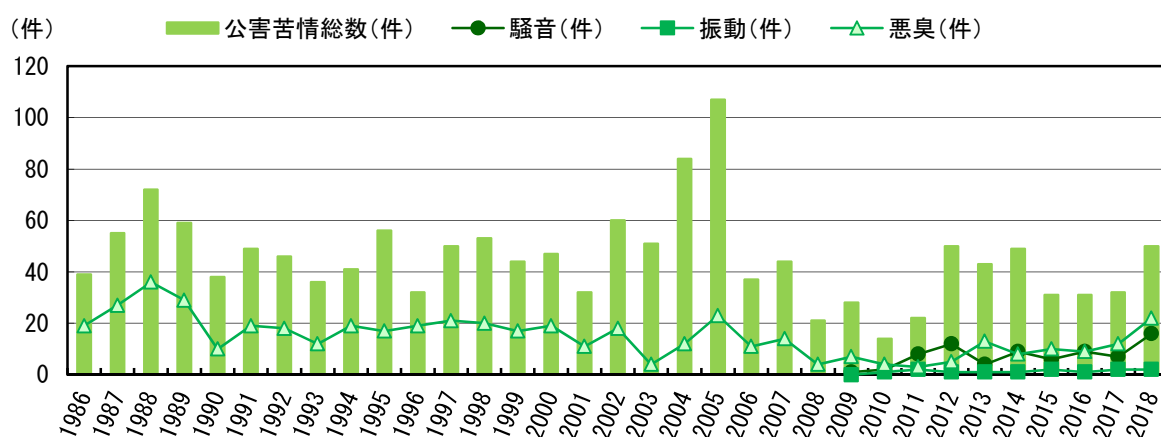


図 騒音・振動・悪臭の苦情件数

目指す姿

騒音、振動、悪臭が低減され、市民が快適に暮らせる生活環境が保全されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
自動車騒音の環境基準達成率	87.5％ 【平成30年度（2018年度）】	達成率を向上させます 【令和13年度（2031年度）】	
騒音・振動・悪臭の苦情件数	40件 【平成30年度（2018年度）】	苦情件数を減少させま 【令和13年度（2031年度）】	

主な取組

① 道路における騒音・振動対策の推進

自動車による騒音や振動を防止するため、定期的な市内の幹線道路沿道における調査、苦情発生のある区間等の調査等を実施し、要請限度を超過する場合は、関係機関に対策を講じるよう要請します。



写真 道路における騒音・振動調査

② 航空機騒音対策の推進

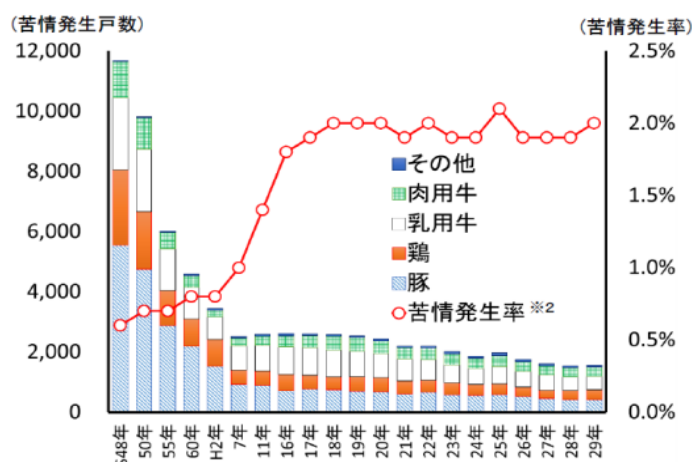
本市では、羽田空港からの離陸に起因する航空機騒音が発生していることから、羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会において、航空機騒音の低減について要望します。

③ 家畜糞尿処理対策の推進

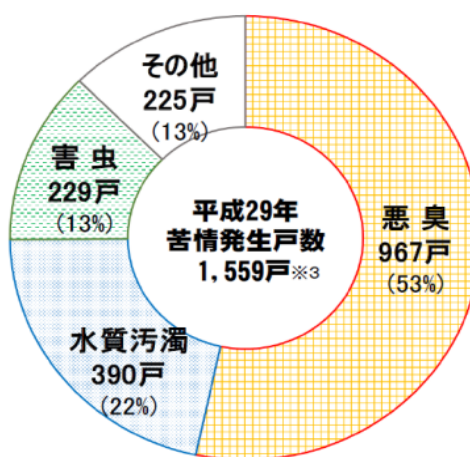
畜産業に由来する悪臭を低減するため、家畜糞尿処理施設の導入等について支援します。

- ・ 畜産経営由来の苦情発生件数は減少傾向だが、畜産農家戸数当たりの発生戸数(苦情発生率)は横ばいで推移。
- ・ 悪臭関連の苦情が過半を占めている。

○ 苦情発生戸数・苦情発生率の推移※1



○ 苦情内容の内訳



※1 複数の畜種を飼養している農家において苦情が発生し、その苦情の原因畜種が特定できない場合は、主たる飼養畜種の農家として計上している。

※2 苦情発生率は、農家戸数が不明である「その他」(馬及びその他の家畜)を除いて算出している。

※3 複数種類の苦情を併発しているものは1戸として計上しているため、種類別発生戸数の合計とは一致しない。

出典: 農林水産省畜産部調べ、農林水産省「畜産統計」

図 畜産経営由来の苦情発生状況

④ 工場等への監視等の継続

工場等からの過剰な騒音、振動、悪臭の発生を防止するため、袖ヶ浦市環境条例や環境の保全に関する協定に基づき、工場等から発生する騒音等について、適正に指導します。また、市内で騒音等に係る苦情が発生した場合は、発生源の特定に努め、必要な指導を行います。

（４）有害化学物質・放射性物質への対策

現状と課題

私たちの身の回りには、プラスチック、塗料、合成洗剤、殺虫剤、医薬品、化粧品、農薬等の数多くの製品があふれていますが、これらはすべて様々な化学物質により成り立っています。

今日では、かつて見られたような高濃度の汚染事例は少なくなりましたが、低濃度であっても、人や生態系が極めて多くの化学物質に長期間さらされていることから、化学物質による長期的な影響に対する懸念が高まっています。また、化学物質による人の健康や生態系への影響の発現までに長期間を要すること、影響の科学的解明が十分ではないことなどが問題となっています。

このように、今日の化学物質問題は、化学物質が膨大な数に及ぶことや、有害な影響の有無やその発生の仕組みの科学的な解明が十分でないことなどから、対策を行うに当たっては、従来型の個別化学物質に対する規制的手法を適切に運用することに加え、市民の化学物質に関する理解を促進し、社会全体で化学物質による環境リスクを低減していく必要があります。

目指す姿

市民一人ひとりが化学物質を適正に使用することで、化学物質等による環境リスクが低減され、安全と安心が確保されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
ダイオキシン類の環境基準達成率	ダイオキシン類 100% 【平成30年度（2018年度）】	100% （毎年度）	

主な取組

① 有害化学物質の監視の継続及び市民への情報提供

一般大気環境中の有害化学物質の濃度を把握し、市民が安心して生活できるよう、有害大気汚染物質のモニタリング調査として、ダイオキシン類やベンゼンの調査を定期的 to 実施するとともに、その結果を公表し、市民への情報提供を行います。また、ダイオキシン類、ベンゼン等に関する情報の普及啓発を行います。

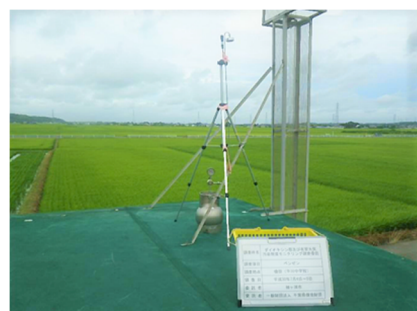


写真 有害化学物質のモニタリング調査

② 農薬等の適正使用の推進

良好な生活環境を守り、安全な農作物を消費者に提供するため、農薬、殺虫剤、除草剤等の適正使用を促進し、農薬の空中散布を実施する際は、事前に広く市民へ周知します。また、市民や事業者への周知・啓発により、家庭や住宅地等で用いられる殺虫剤や除草剤等の適正な使用を推進します。



出典：農林水産省

イラスト 農薬の適正使用に関する
パンフレット

③ 事業所等における有害化学物質の管理の推進

有害化学物質の自主的な管理を促進するため、環境の保全に関する協定を締結した事業所から年間計画書等の提出を求め、化学物質の使用、排出について把握します。

④ 放射性物質に関する市民への情報提供

市民の放射性物質による不安を軽減するため、大気中放射線量や地下水等の放射線量の測定を行い、市ホームページなどによる情報提供を推進します。



写真 大気中放射線量の測定（公園）